(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下単に「仕様書」という。)に従い、法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間(以下「履 行期間」という。)中履行し、発注者は、その業務委 託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を履行させるため、 業務に関する指示を受注者又は受注者の業務責任者 (第8条に定める業務責任者をいう。以下この項及 び第7条第2項において同じ。)に対して行うことが できる。この場合において、受注者又は受注者の業 務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければな らない。
- 4 受注者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で 用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合 を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定める ものとする。
- 6 この約款及び仕様書における期間の定めについて は、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明 治32年法律第48号)の定めるところによるもの とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下この条において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定 に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面 に記録するものとする。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、高松市契約規則(昭和39年高松市規則第36号)の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において発注者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の 提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損

- 害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認 める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は 保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、 業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲 げる保証を付す場合は、当該保証は第37条第3項 各号に規定する者による契約の解除に伴う損害につ いても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が 変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発 注者は、保証の額の増額を請求することができ、受 注者は、保証の額の減額を請求することができる。 (権利義務の譲渡等)
- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三 者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的 に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の 承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や完了部分に係る業務委託 料によってもなお業務の履行に必要な資金が不足す ることを疎明したときは、発注者は、特段の理由が ある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡に ついて、第1項ただし書の承諾をしなければならな い。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の 承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により 得た資金をこの業務の履行以外に使用してはならず、 またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなけ ればならない。

(秘密の保持)

- 第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た 秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 履行期間の終了後又は第28条及び第30条から第 35条までの規定により発注者若しくは受注者がこ の契約を解除した後も、同様とする。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様 書において指定した部分を第三者に委任してはなら ない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとす るときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければな らない。ただし、仕様書において指定した軽微な部 分を委任しようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

- 第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏 名を受注者に通知しなければならない。監督職員を 変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する業務を履行させるための受 注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関す る指示
 - (2) この約款及び仕様書の記載内容に関する受注 者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の 業務責任者との協議
- 3 発注者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、 原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に 定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。 (業務責任者)
- 第8条 受注者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に 通知しなければならない。業務責任者を変更したと きも、同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、業務責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

- 第9条 発注者は、業務責任者、受注者の使用人又は 第6条第2項の規定により受注者から業務を委任さ れた者がその業務の実施につき著しく不適当と認め られるときは、受注者に対して、その理由を明示し た書面により、必要な措置をとるべきことを請求す ることができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、 当該請求に係る事項について決定し、その結果を請 求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなけ ればならない。

- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著し く不適当と認められるときは、発注者に対して、そ の理由を明示した書面により、必要な措置をとるべ きことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、 当該請求に係る事項について決定し、その結果を請 求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなけ ればならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、仕様書の定めるところにより、 この契約の履行状況について発注者に報告しなけれ ばならない。

(貸与品等)

- 第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、仕様書に定めるところにより、履行期間の終了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が減失し、 毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発 注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状 に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しな ければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第12条 受注者は、業務の内容が仕様書又は発注者 の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適 合しない場合において、監督職員がその履行を請求 したときは、当該請求に従わなければならない。こ の場合において、当該不適合が発注者の指示による ときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき は、発注者は、必要があると認められるときは履行 期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損 害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(条件変更等)

- 第13条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る 質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が 一致しないこと (これらの優先順位が定められて いる場合を除く。)。
 - (2) 仕様書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は 人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 仕様書に明示されていない履行条件について 予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実 が確認された場合において、必要があると認められ るときは、発注者は、仕様書の訂正また変更を行わ なければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第14条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第15条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は 一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した 場合において、必要があると認められるときは履行 期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業 務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必 要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第16条 受注者は、その責めに帰すことのできない 事由により履行期間内に業務を完了することができ ないときは、その理由を明示した書面により、発注 者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合に おいて、必要があると認められるときは、履行期間 を延長しなければならない。
- 3 発注者は、前項の履行期間の延長が発注者の責め に帰すべき事由による場合において、業務委託料に ついて必要と認められる変更を行い、又は受注者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ ならない。

(発注者の請求による履行期間の変更)

- 第17条 発注者は、特別の理由により履行期間を変 更する必要があるときは、履行期間の変更を受注者 に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更)

第18条 予測することのできない特別の事情により、 履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著し く不適当となったときは、発注者又は受注者は、業 務委託料の変更を請求することができる。

(履行期間の変更方法)

第19条 履行期間の変更については、発注者と受注 者とが協議して定める。

(業務委託料の変更方法等)

- 第20条 業務委託料の変更については、発注者と受 注者とが協議して定める。
- 2 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要 とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担す る必要な費用の額については、発注者と受注者とが 協議して定める。

(一般的損害)

第21条 履行期間中に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第22条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害に ついて、当該第三者に対して損害の賠償を行わなけ ればならないときは、受注者がその賠償額を負担す る。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額 (仕様書の定めるところにより付された保険により 填補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸 与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由に より生じたものについては、発注者がその賠償額を 負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸 与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべ き事由があることを知りながらこれを発注者に通知 しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との 間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注 者は、協力してその処理解決に当たるものとする。 (業務委託料の変更に代える仕様書の変更)
- 第23条 発注者は、第12条から第17条まで又は 第21条の規定により業務委託料を増額すべき場合 又は費用を負担すべき場合において、特別の理由が あるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又 は一部に代えて仕様書を変更することができる。こ の場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受 注者とが協議して定める。

(前金払)

- 第24条 受注者は、仕様書で前払金の支払を約した 場合においては、業務の完了前に、仕様書の定める ところにより、前払金の支払を請求することができ る。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、その日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、前払金をこの契約の履行に係る経費以 外の支払に充当してはならない。

(業務委託料の支払)

- 第25条 受注者は、業務を完了したときは、第10 条の規定により発注者に報告し、発注者による履行 状況の確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の確認を受けた後、業務委託料の 支払を請求することができる。

3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、 請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払 わなければならない。

(一部完了払)

第26条 月ごとの業務が完了したときは、前条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、「業務委託料」とあるのは「完了部分に係る業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。

(前払金等の不払に対する契約の履行の中止)

- 第27条 受注者は、発注者が第24条及び前条において準用する第25条第3項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、この契約の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者がこの契約の 履行を一時中止した場合において、必要があると認 められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変 更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは 受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担し なければならない。

(発注者の任意解除権)

- 第28条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 30条又は第31条の規定によるほか、必要がある ときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した ことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損 害を賠償しなければならない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

- 第29条 受注者は、この契約の履行に当たっては、 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、 毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報 告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、 所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) この契約について下請業者又は再委託業者が ある場合においては、当該業者が暴力団等から不 当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害 を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者 を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報 告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 暴力団等 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第31条第8号及び第10号において同じ。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条及び第31条第8号において同じ。)又は暴力団員外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の減力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に変び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第31条第10号において同じ。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他こ の契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法 な行為をいう。

(発注者の催告による解除権)

- 第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに 該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催 告をし、その期間内に履行がないときは、この契約 を解除することができる。ただし、その期間を経過 した時における債務の不履行がこの契約及び取引上 の社会通念に照らして軽微であるときは、この限り でない。
 - (1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経 過後相当の期間内に業務を完了する見込みがない と認められるとき。
 - (4) 業務責任者を配置しなかったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第31条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 受注者が第4条第1項の規定に違反し、業務 委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者が第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - (3) 受注者がこの業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 受注者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定 の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契 約をした目的を達することができない場合にお いて、受注者が履行をしないでその時期を経過し たとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質 的に関与していると認められる者に業務委託料 債権を譲渡したとき。
 - (9) 受注者が第33条又は第34条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (10) 受注者が、次のいずれかに該当するとき。 ア 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注 者が個人である場合にはその者を、受注者が法 人である場合には代表権を有する役員(代表権 を有すると認めるべき肩書を付した役員を含 む。)をいう。以下このアにおいて同じ。)、 一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。) 又はその支店若しくは営業所(常時業務等の委 託契約を締結する事務所をいう。)を代表する

- 者(代表役員等に含まれる場合を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。 以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。
- イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己 若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは 損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を 利用したと認められるとき。
- ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者 に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品 その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与 したと認められるとき。
- エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者 と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められるとき。
- オ 再委託契約又は資材等の購入契約(以下「再 委託契約等」という。)を締結する場合等にお いて、その相手方がアからエまでのいずれかに 該当する者であることを知りながら、再委託契 約等を締結する等当該者を利用したと認めら れるとき。
- カ アからエまでのいずれかに該当する者と再 委託契約等を締結する等当該者を利用していた 場合(オに該当する場合を除く。)において、 発注者が当該再委託契約等を解除する等当該者 を利用しないよう求めたにもかかわらず、これ に従わなかったとき。
- キ この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、第1項(独占禁止法第8条の3において、第1項(独占禁止法第8条の3において、準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴の納付命令(以下この号において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第 7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措 置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構 成事業者である事業者団体(以下このク及でた において「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定した ものをいい、受注者等に対して行われていな ときは、各名宛人に対する命令全てが確定した 場合における当該命令をいう。)において「納 付命令又は排除措置命令」という。)において、 この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条 第1号の規定に違反する行為の実行としての事 業活動があったとされたとき。
- ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、

- 公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、 これが確定したときは、当該納付命令における 課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の 実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含 む。)が行われたものであり、かつ、当該取引 分野に該当するものであるとき。
- コ この契約に関し、受注者(法人にあっては、 その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。) の刑法(明治40年法律第45号)第96条の 6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第9 5条第1項第1号の規定による刑が確定したと
- サ この契約に関し、受注者の刑法第198条の 規定による刑が確定したとき。
- (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の 制限)
- 第32条 発注者は、第30条各号又は前条各号に定 める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるも のであるときは、前2条の規定による契約の解除を することができない。

(受注者の催告による解除権)

- 第33条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。(受注者の催告によらない解除権)
- 第34条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第14条の規定により仕様書を変更したため 業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第15条第1項の規定による業務の中止が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第35条 第33条又は前条各号に定める場合が受注 者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、 受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第36条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の一部が完了し、かつ、可分のものであり、当該部分についてこの契約の目的を達成することができると認められるときにおける当該完了部分については、第25条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、「業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。
- 2 前項の場合において、第24条の規定による前払金があったときは、同項の完了部分に対する業務委託料相当額から当該前払金の額を控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された 場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品 等を発注者に返還しなければならない。この場合に おいて、当該貸与品等が受注者の故意又は過失によ り滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となった ときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、 又は返還に代えてその損害を賠償しなければならな い。
- 4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、 方法等については、この契約の解除が第30条、第 31条の規定によるとき又は次条第3項各号に掲げ る者により行われるときは発注者が定め、第28条、 第33条又は第34条の規定によるときは受注者が 発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に 規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等につ いては、発注者が受注者の意見を聴いて定めるもの とする。
- 5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が、民法の規定に従い協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第37条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する ときは、これによって生じた損害の賠償を請求する ことができる。
 - (1) 受注者が履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第30条又は第31条の規定により、この契 約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者が債務の 本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が 不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第30条又は第31条の規定により業務の完 了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を 拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によっ て受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、 前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった 場合において、民事再生法(平成11年法律第2 25号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の 規定により第2項第2号に該当する場合とみなされ る場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に 照らして受注者の責めに帰することができない事由 によるものであるときは、第1項及び第2項の規定 は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合(第31条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)に該当する場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 第38条 受注者は、第31条第10号キからコまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、発注者が第25条第1項の確認を した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、 発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨 げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第39条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに 該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請 求することができる。ただし、当該各号に該当する 場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発 注者の責めに帰することができない事由によるもの であるときは、この限りでない。
- (1) 第33条又は第34条の規定によりこの契約が 解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った 履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第25条第3項の規定による業務委託料の支払が 遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日 数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額 の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 (保険)
- 第40条 受注者は、仕様書に基づき保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第41条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、 発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、 受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割 合で計算した額の延滞金を徴収する。 (補則)
- 第42条 この約款に定めのない事項については、必要 に応じて発注者と受注者とが協議して定める。